

一般社団法人岩手県薬剤師会会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第8条第3項及び第4項の規定に基づき、正会員、賛助会員、保険薬局会員並びに特別会員及び名誉会員の会費及び負担金等（以下、「会費等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費の種別)

第2条 会費の種別は、正会員会費、賛助会員会費、保険薬局会員会費、特別会員会費とし、各会費の額は年度を単位として別表のとおりとする。

- 2 名誉会員は会費を徴収しないものとする。
- 3 本会は第1項の会費のほか、必要な負担金を会員から徴収することができる。

(会費等の額)

第3条 定款第8条第3項に規定する会費の額は、事業年度毎に総会の決議を経て定める。

- 2 定款第8条第3項に規定する負担金の額は、必要に応じ総会の決議を経て定める。

(納期及び徴収)

第4条 会費等は、本会会長の指定する期日までに、本会に納付しなければならない。

(入会の時期による正会員、賛助会員並びに特別会員の会費)

第5条 会計年度の4月1日から9月30日までに入会した正会員、賛助会員並びに特別会員の会費は、その年度の全額とし、10月1日から3月31日までに入会した正会員、賛助会員並びに特別会員の会費は、その年度の年額の2分の1額とする。

(退会の時期による正会員、賛助会員並びに特別会員の会費)

第6条 会計年度の4月1日から9月30日までに退会した正会員、賛助会員並びに特別会員の会費は、その年度の年額の2分の1額とし、10月1日から3月31日までに退会した正会員、賛助会員並びに特別会員の会費は、その年度の全額とする。

(保険薬局会員の会費)

第7条 保険薬局会員の会費は前年1年間（1月から12月）の月平均枚数を基礎とする。ただし前年1月以降10月までに新規開設して入会した保険薬局の会費は10月から12月の3ヶ月間の月平均枚数を基礎とする。また、前年11月以降に新規開設して入会した保険薬局は処方箋枚数を月平均100枚以下とみなすものとする。

(督 促)

第8条 会費等が本会会長の指定する納付期日を超えても納付されない場合は、納付期限を付して催告する。

2 納付期日からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 督促通知に付した納付期限を1年以上超えても会費が納付されない場合、定款第11条第1項により会員資格を喪失する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程の施行に際し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 この規程は、平成25年6月23日から改正施行する。

平成28年3月27日改訂 同年4月1日施行

令和元年(2019年)6月16日改訂 令和2年(2020年)4月1日施行

別表

会員種別			県薬会費	
正会員	A会員	開設者	44,000 円	
	B会員	勤務者	薬剤師免許取得後 20 年以上	24,000 円
			薬剤師免許取得後 10 年以上	18,000 円
			薬剤師免許取得後 10 年未満	14,000 円
		薬事に従事しない薬剤師	3,000 円	
賛助会員			44,000 円	
特別会員			1,000 円	
保険薬局会員	処方箋月平均枚数 100 枚未満		5,000 円	
	処方箋月平均枚数 500 枚未満		10,000 円	
	処方箋月平均枚数 1,000 枚未満		20,000 円	
	処方箋月平均枚数 1,500 枚未満		35,000 円	
	処方箋月平均枚数 2,000 枚未満		50,000 円	
	処方箋月平均枚数 2,000 枚以上		65,000 円	